

淡海のくらし～環境への心づかい～【第二版】

■ 目的

この「淡海のくらし～環境への心づかい～」は、県民や事業者のみなさんが、環境にできるだけ負荷を与えない行動を自ら考え、選択するための指針（ガイドライン）です。日常生活や事業活動の様々な場面において何か行動を起こそうとするとき、法律や条例を守ることに加え、どんなことに気を付ければよいか、具体的な事例を示しています。

■ 構成

この指針は、日常生活、事業活動、開発行為の3つの場面ごとの指針で構成しています。

- 日常生活での環境への心づかい
- 事業活動での環境への心づかい
- 開発行為での環境への心づかい

■ 位置づけ

この指針は、滋賀県環境基本条例に基づく環境総合計画において定めることとされている環境配慮のための指針を具体的に示すものです。

同条例には、県民、事業者が環境への負荷を低減する役割を積極的に果たしていくことが定められており、そのために、この指針が効果的に活用されることを期待しています。

■ 指針の活用

この指針は、県民、事業者、行政機関等が日常の生活や事業活動の様々な場面で直接利用するほか、広報誌等による環境啓発あるいは環境啓発冊子の作成などの参考とされることで、環境への心づかいが広く普及することを目指しています。

このため、この指針の内容には、具体的に役に立つ情報や事例などを加え、県民のみなさんが家庭等で、より活用しやすいよう工夫・編集しています。

■ 指針の見直し

また、この指針は、地球環境問題や琵琶湖環境などに関する最新の科学的知見や施策の方策などを反映して、必要に応じて見直しを行います。

第1節　日常生活での環境への心づかい

■台所では

- 生ごみの量を減らす。
 - ・食べ残しをせず、調理くずなどの生ごみの量を減らす。
 - ・生ごみはできるだけコンポスト等を使用し、堆肥として活用する。
- 調理機器を上手にかしこく利用する。
 - ・冷蔵庫は、設定温度を季節に応じて調整するとともに、詰め込み過ぎない、扉の開閉を少な
くする、開けている時間を短くするなど効率的な利用をする。
 - ・調理の下ごしらえに電子レンジを使ったり、圧力鍋や無水鍋などの活用で調理時間を短縮し
たりするなど、調理機器を効率的に使用する。
 - ・ガスコンロの炎が、鍋からはみ出さないように火力を調整する。
 - ・電気ポットを使わないときは、電源プラグを抜く。
 - ・食器洗いの湯の温度設定はできるだけ低くするようにし、流しっぱなしにしない。また、食
器洗い乾燥機を使う場合は、まとめて洗う。
- 水を汚さないようにする。
 - ・食器の汚れは古布や古紙、ゴムへらなどで落としてから洗う。
 - ・レモンや酢、重曹などを活用し、洗剤の使用量をできるだけ減らす工夫をする。
 - ・目の細かいストレーナーや水切り袋で細かいごみも取り除く。
 - ・食用油はできるだけ使い切り、残ったものは有効に利用して排水口に流さない。
 - ・米のとぎ汁、牛乳パックの洗い水などは植木にまく。

<知って納得> 段ボールでコンポストをつくってみよう（草津市HPから）

段ボールコンポストとは、段ボール箱を利用した生ごみ処理容器のことです。

○用意するもの：段ボール箱（35～40cm 立法・断面が二重構造）

○つくり方

- ・段ボールを紙テープで補強。段ボール設置台を用意し、設置。「ピートモス」と「もみ殻くん炭」を段ボール箱に入れ、よく混ぜ合わせる。



○つかってみる

- ・細かく刻んだ生ごみを入れる。翌日以降は中身をよく混ぜあわせてから同じ作業を繰り返す。作業後は虫除けのためにカバーをかぶせる。

○堆肥にする

- ・約3カ月で生ごみが分解されなくなるので、生ごみ投入をやめ、1ヶ月寝かせて熟成。コンポスト内の水分がなくなり、サラサラになったら堆肥の完成。

※詳しくは草津市のHPをご覧ください

<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/gomirecycle/recycle/danballpost.html>

■買い物では～環境のことを考えた「グリーン購入」を～

○ごみが出ない買い物の仕方をする。

- ・マイバッグや買い物かごなどを持参し、ムダな包装は断る。
- ・再利用できる容器に入った商品、詰め替え商品を選ぶ。
- ・食品はできるだけバラ売りや量り売り商品を購入する。
- ・使い捨てではなく、長く使える製品を選ぶようにする。

○ムダのない買い物をする。

- ・事前にメモをして買い物に出かけるなど、買い過ぎないための工夫をする。
- ・レンタル用品を上手に活用する。

○環境にやさしい商品を選択する。

- ・エコマーク、グリーンマークなどの「環境ラベル」のついた製品を選択する。
- ・家電やガス機器等を買い替える際は、県が実施している「うちエコ診断」や、省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」(<http://shinkyusan.com/index.html>)を利用するなどして、省エネタイプの製品を選ぶようにする。
- ・「環境こだわり農産物」や地元で取れた食材、旬の食材を選ぶ。

＜知って納得＞ 滋賀県生まれの「グリーン購入」

地球環境への影響を考えて商品やサービスを選択する「グリーン購入」は、取り組む人が増えることで、売り手や作り手の企業を変え、市場を環境配慮の方向に導き、ひいては持続可能な社会の構築につながる活動です。

このグリーン購入活動は滋賀県から始まり、今では世界に広がっています。

- 1994年 滋賀県が「滋賀県環境にやさしい物品の購入基本指針」を策定し、全国で初めて組織的なグリーン購入活動を始める
- 1996年 環境庁（当時）の呼び掛けで、全国規模のグリーン購入推進団体「グリーン購入ネットワーク（GPN）」が設立される
- 1999年 滋賀版のGPN、「滋賀グリーン購入ネットワーク（滋賀GPN）」が設立される
- 2001年 「グリーン購入法」が施行され、国の全機関でグリーン購入が義務づけられる
- 2005年 「国際グリーン購入ネットワーク」が設立される

※詳しくは、「一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク」のHPをご覧ください。<http://shigagpn.gr.jp/>

エコ～むかし散歩 「買い物のかご」



1963年（昭和38年）当時の大津市菱屋町商店街の様子。当時の買い物には必須アイテムであった「買い物のかご」が女性の手に握られています。レジ袋が普及し始めたのが昭和50年代といわれ、レジ袋の姿はまだありません。

（写真：琵琶湖博物館「写真で見る生活史」から）



＜知って納得＞ 「環境ラベル」を活用しよう

- 「環境ラベル」とは、製品本体や包装ラベル、説明書などに書かれたシンボルマークを通じて、製品やサービスの環境側面を購入者に伝えるものです。環境負荷の少ない製品やサービスを選ぶ際の参考としてください。

【環境ラベルの例】



エコマーク



グリーンマーク



牛乳パックリサイクル



国際エネルギースター
プログラム*

ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。

原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示しています。

使用済み牛乳パックを原料として使用した商品に付けるマークです。

パソコンなどの消費電力に関する基準を満たす商品につけられる国際的なマークです。

環境ラベルについては、環境省HP「環境ラベル等データベース」に詳しく紹介されています。

<http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/ecolabel/index.html>

*出典:資源エネルギー庁省エネルギー対策課ウェブサイト「国際エネルギースターープログラム」

＜知って納得＞ 地産地消のすすめ ～おいしが うれしが～

現代では流通システムの確立および保存技術の発達等により、遠隔地から食材を調達できるようになりましたが、食材の運搬距離を短縮することで、二酸化炭素排出量の削減を図ることができます。「おいしが うれしが」キャンペーンは、地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」を推進する運動です。

キャンペーンロゴマークやポスターは、
県産食材を使った商品の目印です。

(H26年9月末で推進店1,274店舗、サポートー237業者)

*詳しくは <http://shigaquo.jp/oishiga/> 参照

自然がおいしい、心がうれしい。



やっぱり地のものがええなあ

■ごみでは

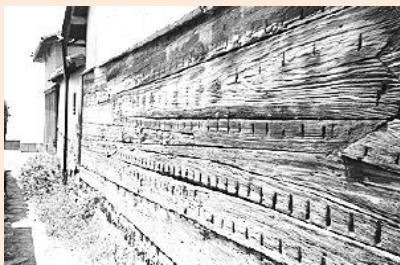
○ごみを減らす。

- ・ほこりびを繕ったり部品を補修するなどにより、使えるものは長く使う。
- ・不要になったものはフリーマーケットなどに出し、必要としている人に使ってもらう。
- ・ダイレクトメールの拒否、電子メールの活用、チラシの回覧、コピー用紙の裏面活用などにより、紙の使用を減らす。

○廃棄をする場合の再生利用を進める。

- ・資源として再生利用できるよう、分別収集を徹底する。
- ・廃家電や粗大ごみの処分に、無許可の不用品回収業者を利用しない。
- ・冷蔵庫や洗濯機、テレビ、エアコンなどの買い換えをするときは、家電リサイクル法等の規定に従い適切に処理をおこなう。

エコ～むかし散歩 「船板をリサイクル」



琵琶湖で活躍した木造船を埠にリサイクル。
彦根市や長浜市には商家の外壁に使われている例もあります。
太い和釘の跡がいい味を出していますね。
(写真：琵琶湖博物館「写真で見る生活史」から)

■風呂、洗面、トイレでは

○風呂、洗面では

- ・水（湯）を入れすぎたり、流しっぱなしにしたりしない。
- ・間隔をおかずつ続けて入浴するようとする。
- ・シャンプー、リンスなどは使用を適量にとどめる。
- ・手洗いや洗面では必要以上にお湯を使わず、できるだけ水で済ませる。

○トイレでは

- ・温水洗浄便座（暖房便座）を導入する時は省エネ型の製品を選ぶとともに、使用しないときはふたを閉め、季節に合わせて温度調節する。また長時間使わないときは電源をオフにする。
- ・再生紙を利用した、シングル巻きのトイレットペーパーを使用する。
- ・消音のための水を流さない。

■洗濯では

- ・洗剤の使用は適量にとどめる。
- ・風呂の残り湯の利用、まとめ洗いなどにより節水する。
- ・衣類乾燥機の利用はできるだけ控えるようにし、天気のいい日には洗濯物は外に干す。

エコ～むかし散歩 「屋根で干し物」

1974年（昭和49年）安曇川町の町はずれで見かけた干し物のある家。布団、枕、シーツ、座布団、洗濯物と太陽光をあびてのびやかに干されています。屋根に取り付けられているのは、当時としてはまだ珍しい太陽熱温水器でしょうか。

(写真：琵琶湖博物館「写真で見る生活史」から)



■家屋（居間など）では

○機器を適切に使う。

- ・冷暖房温度を適正に調節する（冷房28°C、暖房20°Cを目安）。
- ・室温に合わせ着るものを調節し、空調の利用を控える。
- ・照明は、LEDやCCFL（冷陰極管）など省エネ型の機器を使用し、こまめに消灯を行う。
- ・テレビをつけっぱなしにしない。
- ・機器の特性にあわせてプラグを抜く、主電源を切る、省エネモードへ切り替えるなど、待機時消費電力を少なくする。

○HEMS（家庭内エネルギー管理システム）の導入などにより、家庭内の消費電力の「見える化」を行う。

○多層ガラス、窓用断熱シートや厚手のカーテンなどを活用し、断熱性を高める。

○自然風、太陽熱、太陽光発電など自然エネルギーを有効に利用する。

○庭やベランダなどを緑化し、グリーンカーテンを活用する。

○雨水をためて、庭の散水などに利用する。

○木造住宅を建築する場合は、県産木材を積極的に利用する。

＜知って納得＞ 「うちエコ診断」を利用しよう

「うちエコ診断」は住まいの規模・光熱費等の基礎データを元に、環境省の認定した公的資格を持つ診断士が、専用ソフトを用いて、ライフスタイルに合わせたCO₂削減対策を提案するものです。

対策を実施した場合の光熱費削減額や、新たな製品を導入する場合の費用対効果などもわかりやすく示されるため、計画的に無理なく対策を実施できます。

受診をご希望の場合は、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターへお問い合わせください。

滋賀県地球温暖化防止活動推進センター： <http://www.ohmi.or.jp/ondanka/>



＜知って納得＞ 省エネチャレンジ（地球とサインにやさしい家庭のくらし～滋賀県HPから）

戸建て4人世帯の家庭での省エネ取組例を掲げています。みなさんも省エネを実践してみませんか。

① 戸建て、4人世帯、普通自動車保有の家庭の場合



※詳しくは、 http://www.pref.shiga.lg.jp/d/new-energy/files/shouene_panph_v2.pdf をご覧ください。

<知って納得> 「クールシェア」を広めませんか

クールシェアとは、夏の暑い日に家庭でのエアコン使用をやめ、公共施設など涼しい場所に集まって過ごし、地域全体で節電しようとする取組です。

家族で一つの部屋に集まる、自然が多い涼しいところで過ごす、公民館・県立文化施設など公共施設を活用する、カフェ・レストランなどを活用する等、みなさんの状況にあわせ、涼しく過ごしてみませんか。



県内でのクールシェアの一例 自治会館で健康体操をしている様子
(写真:「2013 夏おうみ節電アクションプロジェクト報告書」から)

エコ～むかし散歩 「近江の蚊帳（かや）」



1957年（昭和32年）蚊帳作り。干された蚊帳の麻糸。長浜は良港をひかえた商業都市として栄え、中でも織物業が盛んでした。長浜の「浜蚊帳」は近江八幡の八幡蚊帳とともに近江蚊帳として生産高を誇りました。（写真：琵琶湖博物館「写真で見る生活史」から）蚊帳（かや）は室町期に生まれ、江戸時代に近江商人が全国に広めました。クーラーや殺虫剤の普及が進み、生産量が激減しましたが、近年は電力に頼らない蚊帳がエコ志向から見直されつつあります。

■移動（自動車）では

- 環境にやさしい移動方法を選ぶ。
 - ・近くの移動は、自転車利用や徒歩にする。
 - ・自家用車の利用を控え、できるだけ公共交通機関を利用する。
 - ・ムダなアイドリングをやめる、車間距離にゆとりをもって加速・減速の少ない運転に努める、ふんわりスタート、不要な荷物は積まないなどの、エコドライブを励行する。
 - ・自家用車を買い替える際は、ハイブリッドカーや電気自動車などの環境負荷の低い車を選択する。
 - ・カーシェアリングや乗り合いを進める。

■レジャーでは

- ・できるだけ公共交通機関を利用する。
- ・マイ水筒を持ち歩くなど、できるだけ環境への負担が少ない方法で楽しむ。

■庭や家庭菜園などでは

- ・雑草は早期に抜き取り、なるべく除草剤は使用しないようにする。
- ・農薬や肥料は適正に使用する。

■琵琶湖との関わりでは

○琵琶湖を楽しむ。

- ・琵琶湖の恵みを生かした湖魚料理を味わう。
- ・琵琶湖や川に出かけ、憩い、水に触れたり、遊んだりする機会を増やす。
- ・プレジャー・ボートの航行規制、従来型2サイクルエンジンの使用禁止、ブルーギル・ブラックバスなど外来魚のリリース禁止などの「琵琶湖ルール」を守る。

■環境保全活動への参加では

○森川里湖に関するボランティアや環境保全活動へ積極的に参加する。

- ・7月1日びわ湖の日の一斉清掃などの環境美化活動への参加
- ・ヨシの植栽やヨシ刈り活動への参加
- ・外来動植物の駆除活動への参加
- ・地域における河川の清掃活動への参加
- ・里山の保全活動への参加
- ・びわ湖水源の森づくり月間（10月）における森林づくり活動への参加 など

○自らの参加に併せて、実践活動の輪が広がるよう周囲にも呼びかける。

＜知って納得＞ 「びわ湖の日」の取組について

滋賀県では「びわ湖の日」の取組として以下の3つの呼びかけを行っています。

1 琵琶湖をきれいにしよう

毎年7月1日は「びわ湖の日」。この日は5月30日および12月1日とともに「環境美化の日」に定められています。

「びわ湖の日」には県内各地で県民の皆さんと行政が一体となって「びわ湖を美しくする」運動に取り組んでおり、この30年で述べ500万人以上が参加してきました。「びわ湖の日」には皆さんも一斉清掃活動への参加をお願いします。



2 豊かな琵琶湖を取り戻そう

全国の小中学生を対象に、夏休み期間中に外来魚のノーリリース（釣り上げた魚の再放流禁止）に協力してもらえる『びわこルールキッズ』を募集しています。特に淀川流域のこどもに琵琶湖に訪れてもらい、琵琶湖のすばらしさを知つてもらうとともに、外来魚問題とノーリリースの周知・定着を図っています。



3 琵琶湖にもっと関わろう

民間事業者との連携でびわ湖の恵みコーナーの設置（湖魚や近江米など）や啓発ブースの設置（チラシ配布やポスター掲示など）を行っています。



＜知って納得＞ 外来水生植物 オオバナミズキンバイの駆除活動

鮮やかな花を咲かせる「オオバナミズキンバイ」は、旺盛な成長力で毎年生育区域を拡大させている外来水生植物で、琵琶湖固有の生態系や、船舶の航行などに悪影響を及ぼしています。

ちぎれた茎からでも再生する高い再生力を持つていてるオオバナミズキンバイに対しては、地元のNPO法人や大学生、漁協、企業、市役所、県などの協働による駆除活動を行い、拡大防止と根絶を目指しています。



駆除の様子（守山市赤野井湾にて）

■森林との関わりでは

- 琵琶湖の水源であり、県土面積の約半分を占める森林に関する活動に積極的に参加する。
- 二酸化炭素吸収源として環境に優しい木製品の利用に心がける。
- 森林の大切さを認識し、守り育てる意識を次世代に伝えていく。

■環境についての学びでは

- 地域や学校・行政・各種団体等が提供する自然体験学習会、環境講座等、環境学習の機会に積極的に参加する。
 - ・幼児の自然体験型環境学習会
 - ・エコ・スクール推進事業
 - ・市町が行う環境学習会
 - ・琵琶湖博物館等が行う自然観察会
 - ・「こどもエコクラブ」の活動 など

＜知って納得＞ 「こどもエコクラブ」

こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げています。

全国で1,095クラブ48,146名のメンバーが登録されており、滋賀県では81クラブ3,043名のお友達が活動しています。（2014年6月2日現在）
ぜひ、みなさんも参加してみませんか。



こどもエコクラブHPから
TANAKAMI こども環境クラブ（大津市）の活動の様子
[「大戸川で生き物調査」]

<知って納得> 「エコロシーが」をご活用ください

「エコロシーが」は環境学習の企画やプログラムづくりをするときに役立つ情報を掲載しています。学習プログラムの事例、指導者、環境学習ができる施設（フィールド）、ビデオや図書教材、環境関連データ、リンク集などの情報を滋賀県環境学習支援センターが県内を中心に収集し、提供しています。

「エコロシーが」に関するお問い合わせや環境学習の企画相談は、琵琶湖博物館環境学習センターまでご連絡ください。

(連絡先) 琵琶湖博物館環境学習センター

〒525-0001 草津市下物町 1091 琵琶湖博物館・事務学芸室内

TEL:077-568-4818 FAX:077-568-4850

E-mail : ecolo@pref.shiga.lg.jp



「エコロシーが」トップページ

第2節 事業活動での環境への心づかい

全ての事業活動に共通する環境への心づかい

■環境への心づかいを進めるための工夫やしくみづくり

- IS014001 やエコアクション21等、環境マネジメントシステムの導入と合わせて環境会計に取り組み、組織的・体系的な環境への心づかいを進める。
- 環境保全に関する取組を「環境報告書」や「CSR報告書」等に取りまとめ、地域住民や県民へ公開、提供する。
- 環境に配慮した製品やサービスを、環境に配慮した事業活動に努める事業者から購入する「グリーン購入」を進める。
- 環境に配慮した製品や低炭素社会づくりに貢献する製品・サービスの開発、生産、流通を進める。
- 環境保全への投資の拡充、技術開発、環境保全事業活動への取組を進める。
- 環境関連技術における国際協力等を進めるなど、海外での事業活動に際しても環境への配慮をする。
- 景観に配慮し、周辺環境との調和や敷地内の緑化を図る。
- 土壤や草地の保全に配慮し、非舗装化あるいは透水性舗装を進めるなどにより、雨水の浸透を図る。
- 事業所周辺や敷地内における、生物多様性の保全に配慮する。

■環境への心づかいを進めるための人育ち・人育て

- 事業所内での環境教育、環境学習を実施し、環境に対する社員の自覚や意識を高めるとともに、社員が行う環境保全活動を支援する。
- 経営層自らも環境への意識を高め、環境保全活動を推進するための体制整備を行う。
- 近くの階へはできるだけ階段を利用する、使用していない照明やOA機器等はこまめに消す、室内の適切な温度設定により省エネを図るといった、日常の取組を社内で呼び掛ける。
- 地域との情報交換や交流に努め、「びわ湖の日」関連行事、緑化活動やまちづくり活動への参加、環境学習会の実施支援など、地域と連携、協働して環境保全の取組を進める。

■地球温暖化防止への心づかい

- エネルギーの高効率利用や再生可能エネルギーの活用に努める。
- ビルや工場等の新築や改築時には、省エネ性能の向上に努める。
- BEMS(ビルディングエネルギーマネジメントシステム)、ESCO(エネルギーサービスカンパニー)を積極的に導入する。
- 各種機器、照明等の設備更新にあたっては、エネルギー効率が高い機器を選択する。
- 消費者に対して環境負荷やエネルギー消費の少ない商品を選択するための情報を提供するとともに、環境に配慮した製品開発や低炭素社会づくりに貢献する製品・サービスを促進する。
- 車両の導入にあたっては、ハイブリッドカー・電気自動車等の環境負荷の低い車を積極的に選ぶとともに、エコドライブに努める。
- 過度の自動車利用を抑制し、公共交通機関の利用や、自転車や歩行での移動を励行する。
- IT機器・システムの省エネや、ITの活用による社会の省エネなど、グリーンITを推進する。
- 技術開発や機器の更新等により、代替フロン類の使用量の削減に努める。
- 木材・農産物などの地産地消を推進する。

- 夏はクールビズ、冬はウォームビズに努める。
- 在宅勤務、サテライトオフィス等の工夫により、自動車等を利用した移動量を低減する。

＜知って納得＞ 低炭素社会づくり推進条例に基づく「事業者行動計画書制度」

滋賀県では、平成23年3月に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」を制定し、一定規模以上の事業者に、低炭素化に取り組むための事業者行動計画書の作成を義務付けています。この事業者行動計画書制度では、それぞれの事業者の皆さんに行っている自社の温室効果ガス排出削減の取組や、環境製品の製造など事業活動そのもので低炭素社会づくりに貢献する取組などを他の事業者にも水平展開するとともに、それらの取組が社会的に評価されるように、提出された計画書の内容を県が公表することとしています。

また、事業所訪問調査として県内事業所の現地確認を行い、温室効果ガスの排出量の削減のために実施している取組について、優れている事例を選定し、優良取組事例集として取りまとめました。

- 滋賀県ホームページ「提出された事業者行動計画書等の概要等の公表」

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/new-energy/jourei/jigyosha-kouhyou.html>

- 滋賀県ホームページ「平成25年度事業者行動計画書制度に関する事業所訪問調査結果～優良取組事例集～」

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/new-energy/files/h25yuryou-jireisyu.pdf>

■省資源への心づかい

- 製品の開発、原料調達、生産、輸送、消費、廃棄等の各段階における環境負荷を低減する。
- 施設での雨水利用、中水道システムの導入等、効率的な水利用に努め、節水を図る。
- 生ごみ等の堆肥化とその利用や、古紙や包装容器のリサイクルに努めるなど、廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）を進める。
- コピー用紙は両面を利用するなどし、省資源と廃棄物の削減に努める。

■環境に関するリスク管理

- 環境汚染事故の未然防止に努めるとともに、日頃から緊急事態が発生した場合の対応方法を明確にしておく。
- 排水、排ガスの浄化には、最適な技術を積極的に導入し適正な処理に努める。
- 各種の化学物質を適正に管理するとともに、環境への排出量の削減を図る。
- 新規の化学物質を使用するときは、そのリスク評価および管理・対策に努める。

事業活動別の環境への心づかい

■農林水産業

○直売所や県内市場等と協力・連携し、地産地消を進める。

(農業)

○環境こだわり農業の実践に努める

・化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常よりも削減する。

・堆肥等の有機物を適正に使用する

・濁水の流出防止など農業排水の適正管理に努める。

○家畜ふん尿等の有機性資源の循環利用を図るとともに、悪臭の発生を防ぐための施設管理に努める。

○農業集落排水処理施設で発生した汚泥と家庭からの生ごみを堆肥化し、農地に還元することで、有機性資源の循環に努める。

○農業用の使用済みプラスチックの回収を進めるとともに、リサイクルを図る。

○産卵のための魚類の遡上に配慮した「魚のゆりかご水田」など、生物多様性に考慮した農業を実践する。

<知って納得> 滋賀県は「環境こだわり農業」を推進しています。

滋賀県では環境こだわり農業推進条例を定め、化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らすとともに、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖や周辺環境への負荷を少なくした「環境こだわり農業」を積極的に推進しています。また、環境こだわり農業で生産された農産物のうち、一定の基準を満たすものを「環境こだわり農産物」として認証しています。



(林業)

○間伐を中心とした森林整備を推進し、生物多様性や水源涵養等、多面的な機能が発揮される森林づくりを進める。

○林道等生産基盤の整備については、自然環境の保全や景観へ十分配慮する。

○森林病虫害防除のための農薬については、森林および周辺地域の生態系への影響を考慮して使用し、その低減を図る。

○木材の伐採、搬出にあたっては、林地の保全や森林の更新等に配慮した施業に努める。

○間伐材等を利用した製品等の普及に努める。

○未利用材のエネルギー利用などの有効活用に努める。

＜知って納得＞ 県産木材の利用促進に向けて～木材流通センターの取組～

滋賀県では、県内の各森林組合とともに県産木材の流通活性化と利用拡大のために需給調整の拠点となる集出荷施設として、2012年に森林組合連合会「木材流通センター」を整備しました。今後、増加する木材需要や搬出間伐をはじめとする森林整備の推進によって今後ますます出材の増加が見込まれる県産木材への対応に向け、取組を進めています。



(水産業)

- 外来魚（ブラックバス、ブルーギル等）の駆除を行い、生態系の回復に努める。
- ごみ清掃等を行い、漁場環境の保全に努める。
- 在来魚貝類の種苗放流や産卵繁殖場の保全、さらには資源管理等による水産資源の維持回復を図る。
- 養殖池では食べ残しが出ないよう適切な給餌を行い、排水による水質汚濁防止に努める。

■鉱業

- 採取作業や跡地の埋め戻しにおいては、良質土による埋め戻しや緑化等を行うなど、水質汚濁、土壤・地下水汚染の発生や地下水の涵養機能の低下を起こさないように十分な対策を図る。
- 原料採取後は早期に緑化や原状復帰を行うとともに、現地の植物や現地表土の利用に努める。
- 低騒音・低振動型機械の導入等により、騒音・振動・粉じん・排気ガス等の公害防止策を図る。特に発破等の作業においては、作業時間帯の適正な設定により、周辺に悪影響を与えないように努める。

■製造業

- ライフサイクルアセスメントを実施し、製品の原料調達、製造から流通、消費、廃棄等の各段階における環境負荷を低減する。
- 省資源、長寿命化、また廃棄時を考慮した素材利用など環境に配慮した製品設計を進める。
- 梱包材等の資材は、再利用・再生利用できるものを使用する。
- 製品の廃棄時における自主回収、再生ルートの整備に努める。
- 原材料・製品等の輸送は、鉄道や海運等、より環境負荷の少ない交通手段の利用に努める。
- PRTTR法等の対象物質の使用削減および環境中への排出削減に努めるとともに、水質汚濁・大気汚染・悪臭等の公害を防止する。
- 化学物質の取扱いについては、責任者を配置し、総合的な安全管理を推進する。
- 製品に、その構成成分や適正なリサイクル・廃棄方法を明示するよう努める。
- 過剰な地下水の汲み上げを避ける等、地下水利用の抑制に努める。

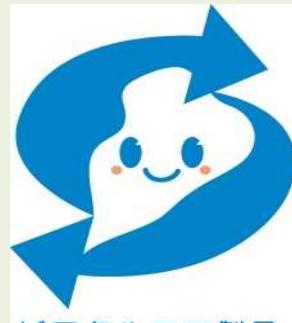
＜知って納得＞ リサイクル製品の認定～ビワカルエコシップ～

滋賀県では廃棄物等の循環資源を利用し、製造加工された製品について、一定の基準に適合するものを「ビワカルエコ製品」として認定し、リサイクル製品の利用の推奨を図っています。

※2014年4月時点で243製品が認定されています。



製品の例:間伐材を利用した幼児用椅子
(株式会社ケレスたなか)



ビワカルエコ製品
ビワカルエコ製品のロゴ

■建設業

- 工事による濁水、騒音・振動・粉じん・排気ガス等により、周辺に悪影響を与えないような対策を図る。
- 溶融スラグ入りコンクリート二次製品などの再生品や、再利用可能な建設資材等の使用に努める。木材については県産木材の利用に努める。
- 有害な化学物質を含む資材等は使用しないように努める。
- 建設廃材や建設発生土等の建設副産物は、適正処理と減量化・有効活用に努める。
- 低騒音・低振動型建設機械や低燃費型建設機械の積極的な導入を図る。

■運輸・交通業

- ハイブリッドカー・電気自動車等、環境負荷の低い車両の導入を促進する。
- 適正速度の遵守やアイドリングストップ等、エコドライブを励行する。
- 荷主と連携しながら、共同輸配送や帰り荷の確保等により輸送効率の向上を図る。
- 中長距離の輸送等については、鉄道の活用により、輸送時の環境負荷低減に努める。
- 輸配送ルートの適正な選択と、過積載の防止に努める。
- 環境負荷の少ない鉄道・バス等公共交通機関の整備や利便性の向上に努める。
- BDF（バイオディーゼル燃料）の使用を進める。

■販売業（卸・小売業等）

- 環境負荷の少ない商品やリサイクル製品の販売普及に努め、販売者自身のごみだけでなく、消費者がごみを出さない販売方法を心がける。
- 買い物袋の持参を促すとともに、過剰な包装を避ける。
- 製造業者・運送業者と連携し、梱包材の削減・再利用に努めるとともに、計画的な発送、輸送を行う。
- 食品トレイや牛乳パックなど、販売した商品の容器は、可能な限り店頭回収を実施し資源化を行う。
- チラシ・パンフレットの過剰な発行を控えるとともに、再生紙を利用する。
- 照明や空調の適正化、省エネ機器の導入等、店舗の省エネ化を図る。
- 自動販売機の過剰な設置を控えるとともに、設置する場合は省エネ型のものを選ぶ。
- 環境こだわり農産物をはじめとする県産農水産物を積極的に取り扱う。

- 商品に関する環境情報の表示等、消費者への情報提供を行う。
- 看板・広告等を設置する際は、周辺の景観と調和するよう十分配慮する。
- 動植物の輸入、販売にあたっては貴重な生物の保護と在来種の保護に留意する。
- 環境にやさしい商店街づくりのための施設整備に努める。

■飲食・旅館業

- 調理くず、食品残さを減らす工夫をし、堆肥化によるリサイクル等に努める。
- 洗剤の使用量の適正化に努めるとともに、排水に調理くず等を流さない。
- 廃食油の回収を徹底し、BDF（バイオディーゼル燃料）原料としての供給に努める。
- 環境こだわり農産物をはじめとする県産農水産物を積極的に取り扱う。

■観光・レジャー関連業

- 環境への影響に配慮しつつ、自然を活かし、ふれあえるような観光を促進する。
- 環境学習施設や身近な自然、生活文化などを活用し、エコツアー等の新しい観光の展開に努める。
- 公共交通機関や自転車を利用した観光の促進を図る。
- 再利用できる容器などの利用拡大を図り、観光客等に廃棄物の排出抑制を呼びかけることで、環境について考える機会になるよう努める。
- パンフレットやポスター等の作成には、再生紙を利用する。

第3節 開発行為での環境への心づかい

全ての開発行為に共通する環境への心づかい

■周辺地域への心づかい

- 周辺の地形、土地利用との整合に十分に配慮する。
- 地域の歴史的文化的遺産および良好な景観の保全に配慮する。
- 水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、地球温暖化等の環境保全上の支障が生じないよう工法も含め配慮を行う。
- 上下水道、廃棄物処理施設、公共交通機関等の都市基盤の整備状況との整合に努める。
- 事業に伴う地下水への影響に配慮し、非舗装あるいは透水性舗装により雨水の地下浸透を図るとともに、地域における水循環の保全に努める。

■生態系への心づかい

- 自然度の高い地域、貴重な動植物の生息する地域および自然環境保全上重要な湖辺や水源涵養等の重要な森林での事業は極力避けるよう努める。
- 良好な水辺地、樹林地など地域の自然環境の保全、生物多様性の確保に努める。
- 適切な植樹、環境変化の緩和措置、モニタリングなどにより、地域にふさわしい動植物の生息環境の保全および創造に配慮する。
- 自然植生ができるだけ残すなど、身近な場所で自然とふれあえる場を確保する。
- 土地の改変を伴う事業にあたっては、表土の保全に努め、駐車場は土壤や草地の保全に配慮し、非舗装化あるいは透水性舗装を進める。

■省資源・省エネへの心づかい

- 再生資源の利用とともに、建設廃棄物および建設発生土の減量化、再利用、再資源化を推進する。
- 省エネ型設備や再生可能エネルギーの利用等を開発計画に取り入れることにより、省エネおよびエネルギーの有効利用を図る。
- 溶融スラグ入りコンクリート二次製品など、溶融スラグの積極的な利用に努める。
- 建築物には県産木材を積極的に利用する。

■地域住民（環境コミュニケーション）への心づかい

- 情報交換により地域住民の要望を的確に把握し、地域住民の環境との関わりに配慮した開発計画とする。
- 事業の内容や環境への影響などの情報を適切に提供するとともに、環境への配慮事項を明確にする。

開発行為別の環境への心づかい

■大規模住宅系事業（住宅団地造成、市街地再開発等の面的開発）

- 市街地の無秩序な拡大を引き起こすことがないよう、歩いて暮らせるまちづくりへの十分な検討を行う。
- 計画人口等、事業規模の設定について、水質汚濁や廃棄物の著しい増加等を招かないよう十分な検討を行う。
- 工場に近接する場合、大気汚染、騒音・振動等の状況を調査し、居住環境として適切であることを確認するとともに、緩衝地帯の設置または緩衝性の確保に努める。
- 幹線道路や鉄道に近接する場合も、上記と同様の配慮を行う。
- 電波障害、日照や通風の阻害等の著しい支障が生じないようにする。
- 公共交通機関の利用の便の確保等、自動車交通量の抑制に努める。
- 建築物や看板・広告物などの工作物は形態、色彩などについて周辺景観との調和に努める。
- 緑化を推進し、周辺環境との調和を図る。

■商業・業務系事業（商業施設の建設、流通業務団地造成等）

- 水質汚濁や大気汚染等により周辺地域の環境に影響を及ぼすことのないよう十分配慮する。
- 電波障害、光害等の著しい支障が生じないようにする。
- 公共交通機関の利用の便を確保するなど、自動車交通量の抑制に努めるとともに、自動車の通行による周辺地域の大気汚染、騒音・振動の増大を招かないよう対策に努める。
- 施設等の配置にあたっては、商品の搬出入や来訪者の自動車利用ができるだけ合理的なものとなるよう配慮する。
- 建築物等はエネルギー効率が高いものとなるよう配慮するとともに、省エネ技術を用いた設備の導入に配慮する。
- 建築物や看板、広告物などの工作物の形態、色彩などについて周辺景観との調和に努める。
- 緑化を推進し、周辺環境との調和を図る。

■工業系事業（工業団地造成、工場・事業場建設等）

- 水質汚濁や大気汚染等により周辺地域の環境に影響を及ぼすことのないよう十分配慮する。
- 住宅地や学校等の地域住民の日常生活の場や公共施設に近接した場所へ立地する際には、周辺への影響が最小限になるよう努める。
- 有害な化学物質による環境汚染が生じないよう、その保管、使用、輸送等における適正な管理、施設の整備を図る。
- 地下水を使用する場合は、地下水脈等の実態を十分調査するとともに、節水や再利用を図り、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める。
- 工場団地で発生する産業廃棄物は、できるだけ団地内で処理・処分・リサイクルできるよう計画するなど、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に努める。
- 施設等の配置にあたっては、原料や製品の搬出入等にかかる自動車利用ができるだけ合理的なものとなるよう配慮する。
- 建築物等はエネルギー効率が高いものとなるよう配慮するとともに、省エネ技術を用いた設備の導入やに配慮する。
- 建築物の形態、色彩などについて周辺景観との調和に努める。
- 緑化を推進し、周辺環境との調和を図る。

■鉱業系事業（砂利採取業や採石業としての資源の採掘等）

- 周辺の動植物の生息・生育環境や自然環境に影響を及ぼすことのないよう十分配慮する。
- 計画段階において、地下水への影響を考慮して立地を検討する。
- 鉱物等の採取により自然災害を助長させることがないよう十分な調査を行う。
- 良質土での埋め戻しを行い、土壤汚染の防止を図る。
- 原料採取後の緑化や原状復帰を行う場合は、現地の植物や現地表土の利用に努める。
- 土砂等の運搬時における周辺の騒音、粉じん等による周辺環境への影響に配慮する。

■交通系事業（道路整備、鉄軌道整備）

- 動植物の生息・生育地や地下水脈などを分断することのないよう、十分な配慮をする。
- 路線の設定にあたっては、大気汚染、騒音、振動等により生活環境に著しい影響を及ぼすとのないよう配慮する。
- 緑地帯や遮音壁等の環境施設帯を設置するなど、周辺環境への影響の緩和に努める。
- 高架構造の場合、電波障害、日照阻害等の著しい支障が生じないようにする。
- 道路の緑化により、大気浄化、騒音防止、良好な景観の形成を図るとともに、緑地のネットワーク化に努める。
- 透水性舗装の採用や道路構造の検討により、地域における水循環の保全に努める。
- 舗装材、路盤材等への再生資源の利用を推進する。
- 鉄道輸送等との役割分担など効率的な物流体系の整備推進に努める。
- 高齢者や身体障害者等も、施設を安全で快適に利用できるように配慮する。

■レクリエーション系事業

- 湖国の豊かな自然・歴史文化資源等を活かした施設整備等に配慮する。
- 集客人員など事業規模の設定について、水質汚濁、騒音、廃棄物の著しい増加等を招かないよう十分な検討を行う。
- 交通の円滑化に十分配慮し、交通渋滞やそれに伴う公害を発生させないように努める。
- 公共交通機関の利用の便の確保等、自動車交通量の抑制に努める。
- 建築物の形態、色彩などについて周辺景観との調和に努める。

■公共建築物建設事業

- 事業計画・実施に際しては、住民の参加を求め、その意見を反映するよう努める。
- 事業規模の設定について、水質汚濁、廃棄物の増加等ができるだけ抑制するよう十分な検討を行う。
- 電波障害、日照阻害等の著しい支障が生じないようにする。
- 太陽光発電やコーポレートソーシャルレスponsibility (CSR) (熱電併給システム) 等の導入や建設工法、管理方法、設備の省エネ化を図る。
- 高性能な断熱材の使用、多層ガラスの使用等による省エネ化を図る。
- 空調、照明灯の高度制御、自然採光、自然換気を規模や用途に応じて採用する。
- 中水道システムや雨水利用システム等、節水や水の循環利用が可能となるような設備の導入に努める。
- ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物を含有しない、あるいは含有を抑えた内装材の使用に努める。
- 公共交通機関の利用の便の確保等、自動車交通量の抑制に努める。
- 施設配置にはできるだけゆとりを持たせ、地域における緑のネットワークの拠点となるよう緑化に努める。
- 建築物の形態、色彩について周辺景観との調和に努めるとともに、緑化を推進する。
- 建築物について県産木材を活用した木造・木質化を推進する。